営業秘密保護規定

(意見募集稿)

第一章 総則

第一条 【立法目的と根拠】

営業秘密侵害行為を制止し、営業秘密保護を強化し、営業秘密の権利者と関連主体の合法的な権益を保護し、研究開発・革新を奨励し、公平競争を守り、ビジネス環境を最適化し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、『中華人民共和国反不正競争法』(以下、『反不正競争法』という)の関連規定に従い、本規定を制定する。

第二条【基本原則】

営業秘密の取得、開示、使用においては、誠実信用の原則及び商業道徳を遵守しなければならない。

第三条【適用範囲】

自然人、法人又は非法人組織が中国の営業秘密の権利者の営業秘密を侵害する行為を実施した場合又はその営業秘密侵害行為の実施を幇助した場合には、いずれも本規定が適用される。

第四条【業務要求】

各級の市場監督管理部門は、営業秘密保護の組織、調整、指導及び監督管理・法執 行業務を強化し、営業秘密の自己保護、行政保護、司法保護を一体化した営業秘密保 護体系の構築・健全化を促進し、公平に競争する市場秩序を確実に守り、良好なビジ ネス環境を醸成しなければならない。

第二章 営業秘密の定義

第五条【営業秘密】

本規定にいう営業秘密とは、公衆に知られていない、商業的価値を有しかつ権利者

が相応の秘密保持措置を講じた技術情報、経営情報などの商業情報を指す。

本規定にいう技術情報とは、科学技術の知識、情報及び経験を利用して得られた技術方案を指し、設計、手順、式、製品配合、製作プロセス、生産方法、研究開発記録、試験データ、技術ノウハウ、技術図面、プログラミング仕様、コンピュータソフトウェアソースコード及び関連文書などの情報を含むがこれらに限定されない。

本規定にいう経営情報とは、権利者の経営活動に関する様々な情報を指し、管理ノウハウ、顧客名簿、従業員情報、供給源情報、生産販売戦略、財務データ、在庫データ、戦略計画、購買価格、利益モデル、募集・入札における最低制限価格及び入札書類の内容などの情報を含むがこれらに限定されない。

本規定にいう商業情報とは、技術情報、経営情報を含むがこれらに限定されるものではなく、商業活動に関連するあらゆる種類と形式の情報を指す。

第六条【公衆に知られていない】

本規定にいう「公衆に知られていない」ということは、当該情報がその所属する分野の関係者に普遍的に知られていないこと又は公開ルートで容易に入手できないことを指す。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、当該関連情報が「公衆に知られていない」ものではないと認定することができる。

- (一) 当該情報が既に国内外の公開出版物又はその他のメディアで公然開示された場合又は既に公開の報告会、展覧などの方法により公開された場合。
 - (二)当該情報が既に国内外で公然使用された場合。
- (三)当該情報がその所属する分野の関係者により普遍的に把握されている常識又は業界の慣例である場合。
- (四) 当該情報が一定の代価を支払うことなく容易に入手できる場合又はその他の 公開ルートで取得できる場合。
- (五)当該情報が製品の寸法、構造、部品の簡単な組合せなどの内容のみに係るものであり、パブリック・ドメインに入った後に、関連公衆が観察、測定・製図、取り外しなど簡単な方法で入手できる場合。

申立人から提出された技術ノベルティに関する調査報告書、検索報告書、公開ルー

トにより調べられる商業情報に係る資料などが係争情報と実質的に同一ではない場合、当該情報が「公衆に知られていない」と推定することができる。但し、証明できる反対証拠がある場合は、この限りではない。

第七条【商業的価値】

本規定にいう「商業的価値を有する」とは、当該情報がその秘密性のために現実的 又は潜在的な商業的価値を有し、権利者に商業的利益又は競争上の優位性をもたらす ことができるものであることを指す。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、当該情報が権利者に商業的利益 又は競争上の優位性をもたらすことができるものであると認定することができる。但 し、当該情報が商業的価値を有しないことを証明できる反対証拠がある場合は、この 限りではない。

- (一) 当該情報が権利者に経済的利益をもたらした場合。
- (二) 当該情報がその生産経営に重大な影響を与えた場合。
- (三)権利者が当該情報を入手するために、それ相応の代金、研究開発コスト又は 経営コスト及びその他の物的投入を支払った場合。
- (四)侵害被疑者が不正手段で権利者の営業秘密を取得したか又は取得しようと した場合。
- (五) 当該情報が権利者に商業的利益又は競争上の優位性をもたらすことができることを証明できるその他の状況。

第八条【相応の秘密保持措置】

本規定にいう「権利者が相応の秘密保持措置を講じた」とは、権利者が情報漏洩を 防止するために講じた、営業秘密の商業的価値、独立取得の難易度などの要素に適し、 合理的でかつ指向性がある秘密保持措置を指す。

複数の権利者は営業秘密を共有している場合、いずれも相応の秘密保持措置を講じなければならない。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当し、秘密情報の漏洩を防止するのに十分である場合には、権利者が「相応の秘密保持措置」を講じたと認定することができる。

(一) 秘密情報の秘密レベル、秘密保持期間及び知り得る範囲を限定し、その内容

を知らなければならない関係者にのみ告知した場合。

- (二) 採用・退職の面談を行う際に、その秘密保持義務を履行するよう在職従業員 と退職する従業員に注意、警告した場合。
- (三)当該情報のキャリアに暗号化、ロック、逆コンパイルなどの予防策を講じた 又は関連キャリアに秘密保持マーク或いは暗号化のヒントを注記した場合。
 - (四) 秘密情報に対して、パスワード又はパスコードを使用した場合。
- (五)秘密に係る機器、工場、作業場などの場所の訪問者を制限し、アクセス制御、 監視、権限の制御など基本的な物理的隔離手段を講じた場合。
- (六) 相応の秘密保持管理制度を制定し、かつ、関係者と秘密保持契約を締結した場合。
 - (七) 競業避止義務契約において、秘密保持義務を明確に取り決めた場合。
- (八)権利者が労働契約又は秘密保持契約において営業秘密の範囲を明確に定義しており、かつ、それがその主張する秘密範囲に一致している場合。
- (九)他人が秘密情報を容易に入手できないことを確保するためのその他の合理的 な措置。

第九条【権利者】

本規定にいう権利者とは、法により営業秘密に対して所有権又は使用権を享有する自然人、法人又は非法人組織を指す。

第十条【権利帰属】

自然人が法人又は非法人組織の業務上の任務を完了するために研究又は開発した営業秘密は、法人又は非法人組織が所有する。但し、当事者に別途取り決めがある場合は、その取り決めに従う。自然人が法人又は非法人組織の業務上の任務以外に研究又は開発した営業秘密は、当該自然人が所有する。但し、その営業秘密が法人又は非法人組織の物的技術的条件又は経験を利用したものである場合、法人又は非法人組織は、合理的な報酬を支払った後に、その業務範囲内において、当該営業秘密を使用する権利を有する。

委託を受けて研究又は開発された営業秘密の場合、当該営業秘密の帰属については、 委託者と受託者が契約により取り決めるものとする。取り決めがない場合又は取り決

めが不明である場合、当該営業秘密は受託者に帰属する。但し、委託者は、その業務 範囲内において、当該営業秘密を使用する権利を有する。

2 者以上が協力して共同研究又は開発した営業秘密の帰属について、当事者間に取り決めがある場合は、その取り決めに従う。取り決めがない場合、協力者が共有する。協力者が営業秘密を共有する場合において、営業秘密の使用又は処理に当たっての取り決めがないときは、共有者全員の同意を得なければならず、各共有者は正当な理由なく、同意を拒否してはならない。

第十一条【侵害者】

本規定にいう侵害者とは、本規定に違反して営業秘密を取得、開示、使用した自然人、法人又は非法人組織を指す。

第三章 営業秘密侵害行為

第十二条【不法取得】

経営者は、窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入又はその他の不正手段で権利者の 営業秘密を取得してはならない。以下を含むがこれらに限定されない。

- (一) 産業スパイを派遣して権利者又は保有者の営業秘密を窃盗させること。
- (二) 財務、有形利益又は無形利益の提供、高賃金による雇用、人身安全に対する 脅迫、罠の設計などの方法を通じて、権利者の従業員又は他人がその営業秘密を取得 するよう誘導し、欺き又は脅迫すること。
- (三)許可を得ることなく或いは許可範囲を超えて権利者の電子情報システムに侵入して営業秘密を取得すること、又はコンピュータウィルスを仕掛けてその営業秘密を破壊すること。電子情報システムとは、デジタル化されたオフィスシステム、サーバー、電子メール、クラウドディスク、アプリケーションアカウントなど権利者の営業秘密を記憶するための全ての電子キャリアを指す。
- (四)権利者の営業秘密を取得するために、権利者が管理する、営業秘密を含む又はそれらから営業秘密を抽出することができる文書、物品、材料、原料又は電子データに無断で接触し、又はそれらを占有し、複製すること。

(五) 誠実信用の原則又は商業道徳に違反したその他の不正手段を講じて、権利者 の営業秘密を取得する行為。

第十三条【開示、使用】

経営者は、不正手段により取得した権利者の営業秘密について、開示、使用又は他 人への使用の許諾をしてはならない。

本条にいう「開示」とは、権利者の営業秘密を公開し、権利者の競争上の優位性を 乗損し又はその経済的利益に損害を与えるに十分である行為を指す。

本条にいう「使用」とは、権利者の営業秘密を、製品設計、製品製造、マーケティング及びその改善業務、研究分析などのために利用することを指す。

第十四条【秘密保持義務と権利者の営業秘密保持に関する要求】

経営者は、秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反して、その 把握している営業秘密を開示、使用又は他人への使用の許諾をしてはならない。

本条にいう「秘密保持義務」又は「権利者の営業秘密保持に関する要求」は、以下を含むがこれらに限定されない。

- (一) 労働契約、秘密保持契約、協力協定などにおいて、書面又は口頭による明示 又は暗黙の契約方式により、権利者と締結した営業秘密保持に関する取り決め。
- (二)営業秘密を知り得た保有者に対する権利者の一方的な要求(契約関係を通じて当該営業秘密を知り得た相手方当事者に対する秘密保持要求などを含むがこれらに限定されない)、又は研究開発、生産、検証などへの参加を通じて営業秘密を知り得た保有者に対する秘密保持要求。
- (三)秘密保持契約、労働契約、協力協定などが締結されていない場合、権利者が その他の規則制度又は合理的な秘密保持措置を通じて従業員、元従業員、協力者など に対して求めたその他の営業秘密保持に関する要求。

第十五条【営業秘密の制限付き使用の義務】

経営者が営業秘密の制限付き使用の義務に違反し、許可を得ずに開示又は使用する 行為は、営業秘密侵害の行為を構成する。

本条にいう「営業秘密の制限付き使用の義務」は、秘密保持契約、労働契約、協力協定、契約などにおいて権利者と締結した法定又は約束の営業秘密の使用制限を含む

がこれらに限定されない。従業員又は元従業員が勤務中に形成した自身の知識、経験、 スキルを除く。

第十六条【営業秘密侵害の教唆、誘導、幇助】

経営者は、他人による秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求への違 反を教唆、誘導、幇助し、権利者の営業秘密を取得、開示、使用又は他人への使用の 許諾をしてはならない。これには以下を含むが、これらに限定されない。

- (一) 故意に言葉、行動又はその他の方法で、技術、物的サポートの提供又は職位 の約束、物質による奨励などの方式を通じて、他人による秘密保持義務又は権利者の 営業秘密保持に関する要求への違反を説得、勧告、奨励すること。
- (二)様々な方式で他人による秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求への違反のために便宜を提供することにより、権利者の営業秘密を取得、開示、使用又は他人への使用の許諾をすること。

第十七条【営業秘密の侵害とみなされる場合】

第三者は、営業秘密の権利者の従業員、元従業員、又は、その他の機構や個人が本規定第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条に掲げる違法行為を実施したことを明らかに知っている又は知り得るにもかかわらず、当該営業秘密を取得、開示、使用又は他人への使用の許諾をした場合、営業秘密の侵害とみなされる。

第十八条【顧客名簿】

権利者は、商業コストを支払い、一定の期間内において比較的固定しており、かつ 独特な取引習慣などの内容を有する顧客名簿を形成した場合、この顧客名簿は営業秘 密の保護を受けることができる。

前項にいう顧客名簿とは、一般的に顧客の名称、住所、連絡先及び取引の習慣、意向、内容などから構成された、関連の公知情報と区別される特別な顧客情報を指し、多数の顧客を集めた顧客リスト、及び長期の安定した取引関係を保持する特定の顧客が含まれる。顧客は従業員個人に対する信頼から従業員の所属機構と市場取引を行い、当該従業員が退職した後に、顧客が従業員自身又はその新しい所属機構と市場取引を行うことを自由意思により選択したことを証明できる場合、不正手段を採用していないと認定しなければならない。

第十九条【営業秘密侵害行為の例外】

次の各号に掲げる行為は、営業秘密侵害行為に該当しない。

(一) 独立して発見し又は自ら研究開発した場合。

(二)リバースエンジニアリングなどの類似方式で営業秘密を取得した場合。但し、

営業秘密又は製品が不正手段により入手された場合、又は秘密保持義務に違反したリ

バースエンジニアリングはこの限りではない。

(三) 株主が法により知る権利を行使して会社の営業秘密を取得した場合。

(四) 営業秘密の権利者又は保有者の従業員、元従業員又は協力者が環境保護、公

共衛生、公共安全、違法犯罪行為の摘発などの公共利益又は国家利益のニーズに応じ

て営業秘密を開示しなければならない場合。

前項にいうリバースエンジニアリングとは、技術手段を通じて公開ルートから入手

した製品に対して取り外し、測定・製図、分析などを行うことで当該製品の関連技術

情報を入手することを指す。但し、権利者又は保有者の技術秘密に接触し、それを理

解した者が回顧、末端製品の解体によって権利者の技術秘密を取得する行為は、リバ

ースエンジニアリングを構成しない。

開示者は、関係国家行政機関、司法機関及びその職員に前記違法犯罪行為を通報す

る際に、秘密として保持した方式で営業秘密を含む文書又は法的文書を提出しなけれ

ばならない。

営業秘密の権利者又は保有者は、その従業員、協力者、顧問などと締結した、営業

秘密又はその他の秘密情報の使用を制限するためのあらゆる契約又は協議において、

通報の免除及び反報復条項を後者に提供しなければならない。契約又は協議の形式に

は、労働契約、独立請負契約、コンサルティング契約、分離・解除に係る賠償契約、

解雇協議、競業避止義務契約、秘密保持及び所有権契約、従業員ハンドブックなどを

含むがこれらに限定されない。

第四章 営業秘密侵害被疑行為の調査処分

第二十条【法執行機関】

営業秘密侵害行為は、県級以上の市場監督管理部門が認定し、調査処分する。

第二十一条【権利者の資料提出に関する要求】

権利者は、その営業秘密が侵害されたと判断し、市場監督管理部門にその侵害行為を通報する場合、その保有している商業情報が営業秘密の法定条件を満たしていること、及びその営業秘密が侵害されたことなどの証明資料を提出しなければならない。 営業秘密が法定条件を満たしていると認定するための資料は、次の各号に掲げる場合を含むがこれらに限定されない。

- (一) 営業秘密の研究開発プロセス及び完了時間。
- (二)営業秘密のキャリア及び表現形態、具体的な内容などが公衆に知られていないこと。
 - (三) 営業秘密が有する商業的価値。
 - (四) 当該営業秘密に対して講じた秘密保持措置。

権利者が次の各号に掲げる資料のいずれかを提出した場合、その営業秘密が侵害されたことを合理的に裏付けるための初歩的証拠を既に提出したとみなされる。

- (一)侵害被疑者が営業秘密を取得するルート又は機会を持ち、かつ侵害被疑者によって使用された情報が権利者の営業秘密と実質的に同一であることを裏付ける証拠がある場合。
- (二)侵害被疑者が営業秘密を取得するルート又は機会を持ち、かつ侵害被疑者が 不正手段で秘密保持施設を破壊したことを裏付ける証拠がある場合。
- (三)営業秘密が既に侵害被疑者によって開示、使用されたか又は開示、使用されるリスクを有することを裏付ける証拠がある場合。
- (四)権利者はその営業秘密が侵害されたことを合理的に裏付けるために、当該事件に関連する民事訴訟、刑事訴訟又はその他の法定手続において形成された陳述、供述、鑑定意見、評価報告書などの証拠を提出した場合。
- (五)営業秘密が侵害被疑者によって侵害されたことを裏付けるその他の証拠がある場合。

第二十二条【鑑定委託】

権利者、侵害被疑者は、権利者の情報が公衆に知られているかどうか、侵害被疑者

によって使用された情報が権利者の情報と実質的に同一であるかどうかなどの専門 的事項の鑑定を、法定資質のある鑑定機構に委託することができる。

権利者、侵害被疑者は、権利者の情報が公衆に知られているかどうかなどの専門的 事項についての意見を提出するよう、専門知識を有する者に委託することができる。

権利者、侵害被疑者は、上記鑑定結果又は専門知識を有する者の意見について、市場監督管理部門に意見を提出しかつその理由を説明することができ、市場監督管理部門がそれを審査しかつ受け入れるかどうかを決定する。

第二十三条【コンピュータソフトウェアプログラムに係る証拠認定】

営業秘密侵害行為がコンピュータソフトウェアプログラムに係るものである場合、 当該営業秘密のソフトウェア文書、対象プログラムが侵害被疑行為に係るソフトウェ アと同一であるかどうか、又は侵害被疑行為に係るコンピュータソフトウェアの対象 プログラムにおいて権利者が営業秘密を主張するコンピュータソフトウェア特有の 内容が存在するかどうか、又はソフトウェア結果(ソフトウェアインターフェース、 操作パラメータ、データベース構造などを含む)が当該営業秘密と同一であるかどう かなどの面から判断し、両者が実質的に同一であるかどうかを認定することができる。

第二十四条【侵害被疑者が証拠を提供できないか又は証拠の提供を拒否した場合】 侵害被疑者及び利害関係者、証人は、市場監督管理部門に関連証拠を如実に提供し

なければならない。

権利者は、侵害被疑者によって使用された情報が自分の主張する営業秘密と実質的に同一であることを証明することができると同時に、侵害被疑者がその営業秘密を取得する条件を持つことを証明することができる場合であって、侵害被疑者が使用した情報が合法的に取得又は使用されたものである旨の証拠を提供できないか又はその提供を拒否したときは、市場監督管理部門は関連証拠に基づき、侵害被疑者には侵害行為があると認定することができる。

第二十五条【証拠保全】

権利者が申立てをしかつ初歩的証明が提出された場合、市場監督管理部門は、法執行・調査過程において摘発した営業秘密侵害と認定され得る証拠を差し押さえ、押収することができる。これにはメールのやり取り、チャットの記録、記憶媒体、侵害物

品や設備、内部文書及び議事録などが含まれるがこれらに限定されない。事件を司法機関に移送して処理させる場合、関連証拠を一緒に移送しなければならない。

営業秘密侵害行為がコンピュータ技術に係る場合、関連コンピュータサーバー、ホスト、ハードディスクなどの記憶機器を押収し、かつ複製、ミラーリング、撮影、スクリーンショット、データ復元などの方法で速やかに証拠を固定化しなければならない。

第二十六条【事件の中止】

営業秘密侵害事件の調査処分中において、権利者が同時に人民法院に対し営業秘密 侵害の訴訟を提起した場合、市場監督管理部門は事件の調査処分を中止することがで きる。中止原因が解消された後、事件調査処分手続を再開又は終了しなければならな い。

第二十七条【司法移送】

営業秘密侵害行為に犯罪の疑いがある場合には、司法機関に移送して処理させなければならず、市場監督管理部門は事件の調査処分を中止しなければならない。中止原因が解消された後、事件調査処分手続を再開又は終了しなければならない。

第二十八条【侵害差止請求】

営業秘密侵害事件の調査処分中において、侵害被疑者による営業秘密の不法開示、使用及び他人への使用許諾により権利者に不可逆的な損失を引き起こすこととなる場合、権利者の請求に応じてかつ権利者から発行された強制措置の結果に対して自ら責任を負担する旨の書面による保証を得て、市場監督管理部門は、権利者の営業秘密を使用して生産された製品の販売を差し止めるよう侵害被疑者に命じることができる。

第二十九条【行政調停】

営業秘密侵害と認定された場合、市場監督管理部門は、行政処罰を下すと同時に、 侵害行為に対する賠償調停を下すことができる。調停が成立しない場合、権利者又は 保有者は人民法院に対して訴訟を提起することができる。

第五章 法的責任

第三十条【法的責任の規定】

本規定に違反した営業秘密侵害行為は、『反不正競争法』第二十一条の規定により処罰する。

第三十一条【情状が重大である】

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、『反不正競争法』第二十一条にいう「情状が重大である」と認定することができる。

- (一) 営業秘密侵害により権利者に与えた損失が50万元を超えた場合。
- (二) 営業秘密侵害により取得した利益が50万元を超えた場合。
- (三) それにより権利者が破産した場合。
- (四)権利者への損害賠償を拒否した場合。
- (五)電子的侵入の方式により権利者のオフィスシステムネットワーク及びコンピュータデータがひどく破損した場合。
 - (六)国、社会に重大な経済的損失をもたらし、又は社会に悪影響を及ぼした場合。
 - (七) その他情状が重大な行為。

第三十二条【侵害差止命令及び営業秘密侵害物品の処理】

『反不正競争法』第二十一条の規定により、侵害者に対して違法行為の差止を命じる場合、違法行為の差止を命じる時間については、当該営業秘密が既に公衆に知られた時点まで継続することができ、法により権利者の当該営業秘密の競争上の優位性を保護する状況下で、侵害者に対し一定の期間又は範囲内において当該営業秘密の使用を差し止めるよう命じることもできる。

侵害者による営業秘密使用行為の差止が国の利益、社会の公共利益に重大な損失を与える場合、その使用の差止を命じなくても良い。但し、使用期間内における相応の合理的費用を権利者に支払うよう要求しなければならない。

営業秘密侵害物品に対して次のとおり処理することができる。

- (一) 侵害者に対し、営業秘密を記載する図面、ソフトウェア及びその関連資料を 権利者に返還するよう命じかつ監督する。
 - (二) 侵害者が、権利者の営業秘密を使用して生産された、市場に出回ると営業秘

密が公開されることとなる製品を廃棄することを監督する。但し、権利者が買収、販売などその他の処理方法に同意する場合は、この限りではない。

第三十三条【善意の侵害】

生産・経営の目的で営業秘密の権利者の許諾を得ていないと知らない営業秘密を使用し、かつ当該営業秘密に合法的な出所があることを挙証して証明できる場合、侵害者に対して上記使用行為の差止を命じなければならない。但し、営業秘密の使用者が、既に合理的な代価を支払ったことを挙証して証明できる場合は、この限りではない。

前項にいう「知らない」とは、実際に知っておらずかつ知るはずがないことを指す。 前項にいう「合法的な出所」とは、使用許諾契約など通常の商業的方法で営業秘密を 入手することを指す。合法的な出所については、使用者又は販売者は、取引習慣に合 致する関連証拠を提供しなければならない。

第三十四条【違法所得の算定】

『反不正競争法』第二十一条にいう違法所得とは、侵害者が違法の商品生産・販売 又はサービス提供により取得した全ての収入から、侵害者が経営活動に直接使用した 適切な合理的支出を差し引いたものを指す。

市場監督管理部門は、営業秘密侵害者の会計帳簿、生産記録、販売記録、譲渡契約などの資料を総合的に参考した上で、違法所得の金額を算定することができる。

第三十五条【権利者に与えた損害の算定】

市場監督管理部門は、営業秘密侵害行為による権利者の損害を調査する場合、侵害されたことにより被った実際の損失に基づいて確定しなければならない。実際の損失の算定が困難である場合、侵害者が侵害により取得した利益に基づいて確定する。「権利者が侵害されたことにより被った実際の損失」、「侵害者が侵害により取得した利益」を算定する際に、次の各号に掲げる算定方法を参照することができる。

- (一)侵害により販売量が減少した権利者の製品の総数に一製品あたりの合理的な 利益所得を乗じた積。
- (二)権利者の販売量減少の総数の確定が困難である場合、市場で販売された侵害 製品の総数に一製品あたりの合理的な利益所得を乗じた積。
 - (三)権利者が通常の状況で取得できる期待利益から、侵害された後に同一情報を

使用した製品の所得利益を差し引いた差額。

- (四) 他人に営業秘密の使用を許諾した対価。
- (五)営業秘密研究開発コスト、その実施による利益、取得可能な利益、競争上の優位性の維持できる時間などの要素に基づいて営業秘密の価値を確定し、かつ当該価値の一定の比率で「権利者が侵害されたことにより被った実際の損失」又は「侵害者が侵害により取得した利益」を確定する。

第三十六条【国家機関及びその職員による無許可開示の禁止】

市場監督管理部門は、行政処罰情報における営業秘密の具体的な内容を公開してはならない。

その他の国家機関及びその公務員は、その公務履行中において知り得た営業秘密について秘密保持義務を負っており、その職責範囲を超えて権利者の営業秘密を開示、使用又は他人に使用を許諾してはならない。

第六章 付則

第三十七条【営業秘密保護の例外】

本規定にいう商業情報において、国家機密の範囲に属するものは、『中華人民共和国国家機密保持法』の規定に従って保護する。

法律、法規に違反し、国の利益、社会の公共利益を損害し、誠実信用の原則に背く 営業秘密は、本条例の保護範囲内に含まれない。

第三十八条【特別規定】

国家市場監督管理総局及びその授権を受けた省級の市場監督管理部門は、外国人が 中国の営業秘密の権利者の営業秘密を違法で取得、開示、使用する行為について、侵 害調査を実施し、侵害行為の差止を命じ、行為者の侵害製品を差し押さえ、押収する。

第三十九条【発効時間】

本規定は公布日より施行される。1998年12月3日付けで原国家工商行政管理局令第86号にて改正された『国家工商行政管理局による営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定』は同時に廃止される。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出所先:国家市場監督管理総局

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202009/t20200904_321386.html